

袖ヶ浦市告示第 85 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項及び袖ヶ浦市財務規則（昭和 60 年規則第 1 号）第 52 条第 2 項の規定により、次のとおり収入事務受託者を指定したので告示する。

併せて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項及び袖ヶ浦市財務規則第 55 条第 2 項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定したので告示する。

令和 2 年 4 月 1 日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

- 1 収入事務受託者の住所及び名称  
東京都目黒区青葉台三丁目 6 番 28 号  
株式会社トラストバンク  
代表取締役 川村 憲一
- 2 指定代理納付者の住所及び名称  
東京都目黒区青葉台三丁目 6 番 28 号  
株式会社トラストバンク  
代表取締役 川村 憲一
- 3 収入事務受託者及び指定代理納付者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと納税」に係る寄附金
- 4 収入事務受託者及び指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで